

長野広域連合一般廃棄物最終処分場整備に係る設計施工監理業務事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野広域連合一般廃棄物最終処分場整備に係る設計施工監理者（以下「施工監理者」という。）の選定に関し、透明性及び公平性を確保するとともに優れた提案を求めるため、長野広域連合一般廃棄物最終処分場整備に係る設計施工監理業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定める。

(任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 施工監理者の選定に関すること。
- (2) その他連合長が必要と認める事項。

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員の5人以上で組織する。

2 委員長は、副連合長とし、委員は学識経験者のうちから連合長が委嘱するもの及び行政側評価者として連合長が任命するものを充てる。

(任期)

第4 委員会の委員の任期は、第2に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長の職務等)

第5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第7 委員会の出席者は、第2の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、長野広域連合事務局環境推進課が行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。